プレイパーク１０９ お試し活用事業実施要項

１. 制度概要

お試し活用事業は正式名称を「トライアル・サウンディング」という、公共空間（公園・道路・河川・公共施設等）の暫定利用を希望する皆様の提案を募集し、一定期間、実際に使用してもらう制度です。暫定利用後、課題をフィードバックし、公共空間等の今後の活用方針に活かしていくため、市は公共空間に対する市場性やニーズ等を、利用者は使い勝手、採算性、アイデアに対するニーズ、立地条件等を確認できる社会実験的な取組みとなっています。

２.　目的

本事業は、プレイパーク１０９(以下、広場という)の柔軟な利活用を図ることにより、次に掲げる項目の実現を目的とします。

* 広場周辺地域の賑わいと地域住民交流の場の創出
* 地域住民の生活の質の向上（文化的、健康的、安全・安心等）に資する事業展開の可能性の検証
* 広場の魅力又は可能性を最大限に引き出す事業の検証
* 施設の管理運営及び維持管理に係る新たな財源確保策及び管理負担の軽減等の検証

３. 対象施設概要

施設名称： プレイパーク１０９

所在地： 小山市大字土塔２４７ー２７

面積： 2,373㎡

広場内施設： 芝生広場、インターロッキング舗装広場、広場内園路、水飲み場

カマドベンチ、フェンス、ボラード、トイレ

休養施設(コミュニティスペース、テラス、バリアフリートイレ、備品倉庫)

４. 期待される効果

本事業により、次のような効果が期待できます。

**■利用者のメリット**

・短期間での事業実施のため、リスク負担が少なく参画できます。

・アイデアに対するニーズの有無、コンセプトがマッチしているかを確認できます。

・使い勝手、採算性の感触をつかむことができます。

・広場で普段できないことにチャレンジするきっかけとなります。

**■小山市のメリット**

・事業実施を通じた利用者の皆様との対話により、市場性を確認できます。

・利用者の皆様からの提案（イベント開催等）により、個性と魅力ある公共空間が生まれ、

広場周辺のエリア価値の向上が期待できます。

５. 実施期間

　令和７年４月１日(火)から令和８年３月３１日(火)まで

６. お試し活用事業の流れ

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １ | 事前相談 | 事業内容に関するヒアリング、施設の利用方法の説明を行います。事前に希望日についてご連絡いただき、市街地整備課窓口までお越しください。来庁が難しい方は、事前相談フォームより内容を入力してください。 |
| ２ | 内容審査 | 事前相談のヒアリング内容をもとに、市が事業の実施可否について判断します。「７.参加資格条件等」に合致する事業の場合、申請を許可します。 |
| ３ | 申請受付 | 「９．事前相談及び実施許可申請」に示す書類を提出してください。 |
| ４ | 使用許可 | 申請内容に問題がない場合は、広場の使用を許可します。お試し活用事業期間中については、使用料は発生しません。 |
| ５ | 事業実施 | 提案内容に応じた事業を実施。 |
| ６ | 事業の実施及び検証 | 事業の実施中や実施後に実施事業者及び事業への参加者等に対して、モニタリングやヒアリング等による調査を行います。実施事業者は事業終了時に事業実施報告書（様式第４号）、事後ヒアリング（様式第４号別紙）を提出してください。 |

７. 参加資格条件等

参加対象者は、申込時点において以下の条件のすべて満たす者とします。

1. 本要項の目的に賛同し事業主体となりえるもの
2. 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者
3. 商法（明治３２年法律第４８号）第３８１条の規定による整理開始の申し立て又は通告がなされていない者
4. 破産法（大正１１年法律第７１号）第１３２条もしくは第１３３条の規定により破産の申し立てがなされていない者
5. 会社更生法（昭和２７年法律第１７２号）第３０条の規定による更生手続き開始の申し立てがなされていない者
6. 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定による再生手続き開始の申し立てがなされていない者
7. 小山市の一般競争入札の参加停止、又は指名競争入札の指名停止の措置を受けていない者
8. 直近３事業年度分の法人税、消費税及び地方消費税、法人都道府県民税、法人市町村民税の滞納がない者
9. 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団、又はその構成員の統制下にある団体及びそれらの利益となる活動を行う者）ではない者
10. 手形交換所による取引停止処分を受けていない者
11. 地方自治法第２４４条の２第１１項の規定により、小山市又は他の地方公共団体から指定を取り消されていない者（指定管理者の指定取り消し）、又はその取り消しの日から２年を経過した者

８. 留意事項

1. 事業実施にかかる全ての費用については、実施事業者の負担とします。
2. 提案書類の著作権については、作成者に帰属しますが、採用された事業の名称、実施事業者、事業概要等については、市は公表することができることとします。
3. 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、実施事業者が負うものとします。
4. 事業実施にあたって知り得た情報を許可なく第三者に伝えることを禁止します。
5. 事業申請にあたっては、事前に実施事業者の責任において関係法令等を確認し、事業実施における法令適合のリスクは実施事業者に帰属することとします。
6. 事業申請時において、他の実施事業者との調整が必要になる場合は、事務局が調整役となり相談に応じますが、不調になる可能性もあります。

９. 事前相談及び実施許可申請

**（１）事前相談等**

初めて申請する方は必ず事前相談を行ってください。また、２回目以降の申請であっても前回と内容が変更となる場合は事前相談が必要です。

現地調査を行う場合は、広場利用者への迷惑とならないこと、および施設運営上支障とならない範囲で行ってください。

**（２）実施許可申請**

1. 申請方法について

専用の申請フォームまたは、次の書類を市街地整備課へ提出して申請してください。希望日の3か月前から３開庁日前まで申請できます。

①お試し活用事業実施許可申請書（様式第１号）

②チラシ・レイアウト・企画書等、提案内容がわかるもの

③申請者の顔写真付き本人確認書類(法人・団体の場合は代表者または担当者)

1. 施設の利用可能期間について

時間：９：００～21:00

期間：原則1日間、同一月の利用は2回まで(連日利用は要相談)

１０. 提案の要件

**（１）提案内容について**

提案内容は以下の全てに該当するものとします。

（１） 対象施設に関するものであること。

（２） 確実に実施できるものであること。

（３） 本事業の目的に則したものであること。

（４） 提案事業を実施するにあたって、市の財政負担を求めるものではないこと。

（５） 提案内容の事業に参加又は利用する上で**安全管理上配慮が必要な場合を除き**、対象施設利用者の入場を妨げないものであること。

**（２）提案の対象外**

次に掲げるものは提案の対象外とします。

（１） 政治的または宗教的活動

（２） 青少年等に有害な影響を与える物販、サービスの提供等

（３） 対象施設を損壊する恐れのある行為及び騒音や異臭など著しく周辺環境を損なうことが予想される行為

（４） 「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第5項に規定する指定暴力団等の活動

（５） 公序良俗に反し、または反社会的な破壊の恐れのある活動

（６） その他、市が本事業との関連性が低いと判断する行為

１１. 事業実施にあたって

**（１）責任及びリスク分担の考え方**

実施事業者が提案し実施する事業については、責任を持って遂行することとします。当該事業に伴って発生するリスクについては、原則として実施事業者が負うものとします。

**（２）許可書の取扱い**

実施事業者は事業実施中、事業実施許可書（様式第３号）を携行し、必要に応じて掲出をすることとします。

**（３）事業実施中の遵守事項**

事業実施中は別に定める施設のルールを遵守してください。

**（４）事業の変更・取り下げ**

許可書が交付された事業について、実施事業者が事業内容の変更または取り下げを希望する場合は、お試し活用事業（変更・取り下げ）申請書(様式第２号)を提出してください。

**（５）事業の中止**

申請した内容に反するなど、お試し活用事業の趣旨から逸脱し、市から再三の警告等を発せられても改善が見られない場合は、実施許可を取り消し、事業を中止する場合があります。

１２. モニタリング及び事後ヒアリング

実施事業者は事業期間終了時に事業実績報告書（様式第４号）及び、事後ヒアリング（様式第４号別紙）を提出し、検証にご協力ください。

１３. 申込先・連絡先

小山市 都市整備部 市街地整備課 東部地区支援係

〒３２３-８６８６　栃木県小山市中央町1-1-1　（小山市役所本庁４階）

電話：0285-22-9386 / FAX: 0285-22-9685

附則　この要項は、令和６年１０月1日から施行する。

附則　この要項は、令和７年４月1日から施行する。